

浜松市上下水道部事業評価審査会設置要綱（下水道事業）

（目的）

第1条 浜松市上下水道部が所管する公共事業の事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価するため、浜松市公共事業評価実施要綱により、浜松市上下水道部事業評価審査会（以下「部審査会」という。）を設置する。

（部審査会の組織）

第2条 部審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

(1) 委員長は、浜松市上下水道部の次長級をもって充てる。

(2) 委員は、浜松市上下水道部所属の課長職とする。

（会議の開催）

第3条 会議の開催は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 部審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（会議の庶務）

第4条 会議の庶務は、浜松市上下水道部下水道工事課において処理する。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は、事業の評価をするために必要があると認められた時は、学識経験者などの出席を求め、意見を求めることができる。

附 則

本要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和2年12月1日から施行する。